

I 業務運営・財務内容等の状況  
 (4) その他業務運営に関する目標  
 ① 施設設備の整備・活用等に関する目標

中期目標	○ 本学の教育研究・社会貢献機能を強化するために、快適なキャンパス環境を計画的に整備する。
------	---

中期計画	年度計画	進捗状況
<p><b>【34-1】</b>                      機能強化の観点から、改定したキャンパスマスタープランに基づき計画的な施設整備を行う。</p>	<p><b>【34-1-1】</b>                      キャンパスマスタープランに基づき、松ヶ崎キャンパスのデザインファクトリー新設及び新たに設置した福知山キャンパスの整備を実施する。また、キャンパスマスタープラン2014の改定に着手する。</p>	IV

I 業務運営・財務内容等の状況  
 (4) その他業務運営に関する目標  
 ② 安全管理に関する目標

中期目標	○ 全学的な安全管理体制を強化させるとともに、教職員及び学生の安全に対する意識の啓発に努める。
------	---

中期計画	年度計画	進捗状況
<p><b>【35-1】</b>                      毒物・劇物の適正な管理を行うため、「化学物質管理システム」への登録を徹底させ、定期的に内部監査を実施して登録・管理状況を確認することにより、全ての試薬の登録を行う。</p>	<p><b>【35-1-1】</b>                      化学物質管理システムへの研究室保有試薬の登録状況を内部監査で確認し、登録の徹底を促す。また、年1回以上は在庫確認を実施し、登録内容の正確性を維持する。</p>	III
<p><b>【35-2】</b>                      教職員及び学生の環境・安全に対する意識を向上させるため、環境マネジメントシステム研修（EMS研修（学部4年次生は参加必須））や防災訓練など環境・安全に関する研修等を年7回以上実施する。</p>	<p><b>【35-2-1】</b>                      環境配慮と安全管理の意識を向上させるため、環境安全研修会や防災訓練などの教育研修を年7回以上実施する。</p>	III

I 業務運営・財務内容等の状況  
 (4) その他業務運営に関する目標  
 ③ 法令遵守に関する目標

中期目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 学内規則を含めた法令遵守や情報管理の徹底を図り、適正な大学運営を行う。</li> <li>○ 研究における不正行為の発生を防止するための管理体制を強化する。</li> <li>○ 研究費の不正使用の発生を防止するための管理体制を強化する。</li> </ul>
------	---

中期計画	年度計画	進捗状況
<p>【36-1】                      構成員の法令遵守に対する意識を向上させるための研修等を年1回以上実施する。また、情報セキュリティ基本方針に基づき、情報セキュリティ対策を継続するとともに、啓発のための研修等を年1回以上実施する。さらに、法令遵守や情報管理についての内部監査を定期的実施し、監事による総括を行う。</p>	<p>【36-1-1】                      個人情報保護や法人文書管理等、法令遵守に対する意識を向上させるための研修を年1回以上実施する。また、内部監査を実施するとともに、監査に係る監事の総括を踏まえ、法令遵守体制の不断の見直しを行う。</p>	Ⅲ
	<p>【36-1-2】                      情報セキュリティ基本方針に基づき、必要な情報セキュリティ対策を講じるとともに、情報セキュリティに対する意識を向上させるための研修を年1回以上実施する。また、情報管理についての内部監査を実施するとともに、監査に係る監事の総括を踏まえ、情報管理体制の不断の見直しを行う。</p>	Ⅲ
<p>【37-1】                      研究倫理の向上を図るため、教員や学生に対し研究倫理に関する研修等を年1回以上実施する。実施にあたっては、理解度テストを継続的に実施し、研修の効果の把握・改善等に活用する。また、博士論文等に対し、ソフトを用いた不正引用チェック等を実施するなど、研究不正防止のための管理体制を強化する。</p>	<p>【37-1-1】                      教員や学生に対し研究倫理に関する研修の実施及びe-learning教材の活用により、意識の向上を図るとともに、論文引用確認ソフトの博士論文審査時における利用を促す。</p>	Ⅲ
<p>【38-1】                      「公的研究費の不正防止計画」及び「公的研究費の不正防止等対応マニュアル」を必要に応じて見直すとともに、公的研究費の適正な使用に関する研修等や内部監査を実施する。</p>	<p>【38-1-1】                      会計内部監査を実施し、その結果等を踏まえ、「公的研究費の不正防止計画」及び「公的研究費の不正使用防止マニュアル」の点検・見直しを行う。また、構成員等への周知徹底を図るとともに、学内におけるコンプライアンス教育(研修会)を実施する。</p>	Ⅲ
	<p>【38-1-2】                      契約手続きの適正性に関し、四半期ごとに監事に対し調達状況の報告を行う。</p>	Ⅲ

(4) その他業務運営に関する特記事項等

○機能強化の重点事項を推進する活動拠点の整備

COG 拠点形成に係る戦略を展開するべく、本学が強みを有する「デザイン・建築」分野、「繊維・高分子」分野及び「グリーンイノベーション」分野のさらなる機能強化を行うため、平成 26 年度より大学戦略推進機構に教育研究拠点「KYOTO Design Lab」を設置し、海外一線級ユニット誘致をはじめとする研究及び人材育成の共同プロジェクトなどの国際展開を図ってきた。

これらの取組は平成 29 年度も継続して行っており、今後、持続的・発展的に展開していくため、施設整備費補助金の支援を受けつつ、学長裁量経費による資源の重点配分もあわせて行うことで、平成 29 年度に新たな活動拠点となる

「KYOTO Design Lab (デザインファクトリー)」を整備した。これにより、狭隘の問題が解消されるとともに、学内に分散していた設備が集約化されるなど、国際協働を加速できる高機能な環境が整った。

また、COG 拠点形成に係る戦略実行の活動拠点として、平成 28 年度に福知山キャンパスを開設したところであるが、平成 30 年度後期から地域創生 Tech Program 学生が福知山キャンパスにおける学修を本格的に行うことを踏まえ、学生が活動する居室の内装・建具やトイレの改修等の工事を完了させた。

さらに、本学の学術リソースや教育研究成果等を東京から全国に広く発信するため、京都大学を中心に、京都の文化・芸術・科学を「学術面から情報発信する場」として活用することを目的に立ち上げられた「京都アカデミアフォーラム in 丸の内」のパートナー大学に加盟した。これにより、本施設の使用が可能となり、平成 29 年度は、本学の学術リソースを生かした「機械学習」に関する社会人教育を実施するなど、本施設を積極的に活用して情報発信を行った。

このほか、施設整備の中長期的な展望を定めた「キャンパスマスタープラン」について、年度計画に記載している「改定の着手」にとどまらず、施設委員会での議論を重ねた上で、3 月に、アクティブラーニングのためのスペース、ラーニングコモンズなどの学生が主体的に学習できるスペース、学外共同利用施設の整備をはじめ、老朽化への対応や省エネ化等を追加した内容に改定した。

< 関連計画：【34-1-1】 >

○公的研究費の不正防止策の実施

公的研究費の不正防止の観点より、出張等用務の事実確認等を盛り込んだ旅費関係規則等の新規制定及び一部改正を行うとともに、教職員に周知徹底している公的研究費の不正使用防止マニュアルの見直しを行った。

また、平成 29 年 4 月 25 日の本学環境安全教育デーにおいて、公的研究費の管理・運営を行っている教職員等を対象にコンプライアンス教育（研修会）を実施し、理解度調査も行った。なお、本研修会に欠席した者に対しては、本学ホームページに掲載した研修会の映像を視聴させ、対象者全員がコンプライアンス教育及び理解度調査を受けるよう徹底した。加えて、9 月に開催した科研費公募説明会時に、教員対象に公的研究費の使用上のルールについて説明を行った。

さらに、1 月から 2 月にかけて会計内部監査を実施し、公的研究費の執行に係る手続きについて不備があった教職員には、適正な手続きにより経費執行を行うよう指導した。

< 関連計画：【38-1-1】 >

○研究倫理の向上による研究不正防止策の実施

研究倫理の向上のため、平成 28 年 3 月に策定した「京都工芸繊維大学における研究活動上の行動規範」及び「国立大学法人京都工芸繊維大学における研究活動の不正防止計画」に基づき、研究倫理教育を実施した。

教職員に対しては全教職員対象に研究活動等不正防止対策室が研究倫理に関する研修を実施したほか、日本学術振興会の e-learning (eI CoRE) を活用した研修も実施し、研究者倫理の向上を図った。

また、本学の研究者が属する多様な分野の研究コミュニティにおいて、研究成果の発表に関する慣行、文化がそれぞれ異なるものの、研究に対する公正さ、誠実さ、正確さ、客観性等の基本的な価値観は、共通して求められるものであることを踏まえ、本学全体として研究成果を適切に発表するための指針を策定した。

学生に対しては、環境マネジメントシステムの研修の特別講演として学部 4 年次生及び修士 1 年次生に対し研究倫理教育セミナーを実施した。また、不正な引用を抑止するために、論文検索支援ソフトを学位論文の審査に活用した。

さらに、平成 29 年度には「国立大学法人京都工芸繊維大学における研究活動の不正防止計画」を改定し、平成 30 年度から学生も対象とした研修会を複数回実施するなどして、研究倫理向上にむけた啓蒙活動を充実したほか、平成 30 年度から入学オリエンテーション時に学生に配布する研究倫理に関するリーフレットを新たに作成した。

< 関連計画：【37-1-1】 >

【法令遵守（コンプライアンス）に関する取組について】

◆ 情報セキュリティ対策基本計画に基づき次の事項に取り組んだ。（以下、基本計画の個別取組の事項ごとに記載）

- (1) 情報セキュリティインシデント対応体制及び手順書等の整備
  - ・既存の情報セキュリティインシデント対応体制 (CSIRT) を維持するとともに CSIRT 内での情報共有のためのグループウェアの導入、CSIRT 専用電話回線の設置を行った。
  - ・情報セキュリティインシデント対応手順についても既存のものを継続して運用した。
- (2) 情報セキュリティ基本方針や関連規程の組織への浸透
  - ・情報の格付け及び取扱制限を政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準に準拠する形に改めるとともに、重要情報の取扱や処理手順の文書化を行った。
  - ・構成員に対する情報セキュリティに関する注意喚起の際に、必要に応じて情報セキュリティ基本方針等の再確認を促し、浸透を図った。
- (3) 情報セキュリティ教育・訓練及び啓発活動
  - ・全教職員が出席する環境安全教育デー「教職員研修」で、CISO を補佐する情報科学センター長が「情報セキュリティについて」の講義を実施した。
  - ・教職員及び学生を対象とする情報セキュリティ講習会（外部講師による集合講習）を実施した。
  - ・教職員を対象とする e-learning による情報セキュリティ研修を実施した。
  - ・外部機関に委託して、事務局職員を対象とする標的型メール攻撃訓練を実施した。
  - ・CSIRT 要員が作成したツールを使用して、少人数の技術職員を対象とする標的型攻撃メール訓練を実施した。
  - ・学部学生を対象とする情報セキュリティに関する複数の授業を実施した。また、大学院学生を対象とする情報セキュリティに関するセミナーを実施した。
  - ・来年度の実施に向けて、学生を対象とする e-learning のコンテンツの検討を行った。
  - ・教職員向けの情報セキュリティに関する啓発のためのポケットガイドを作成

- し、配布した。
- ・国立情報学研究所のセキュリティ運用連携サービスから提供される要確認情報への対処で実業務を通じた対応訓練を実施した。対応の進捗状況はグループウェアにより CSIRT 要員が共有し、対応手順については、毎月 1 回実施する CSIRT 要員の打合せの中で確認した。
- ・年に 1 回の全学計画停電にあわせて、通電時のシステム復旧手順を確認した。
- ・緊急時の対応能力の強化を目的として、CSIRT 要員が民間機関や文部科学省が実施するインシデント対応訓練、セキュリティ検査・診断研修等を受講した。
- ・セキュリティ監査の知識取得を目的として、CSIRT 要員が日本セキュリティ監査協会や文部科学省が実施する研修を受講した。
- (4) 情報セキュリティ対策に係る自己点検・監査の実施
  - ・規則に基づく個人情報保護監査の一環で、情報管理に関する自己点検及び監査を実施した。
  - ・Web サービス利用ガイドラインに基づくチェックシートにより、各 Web サイトの管理者が自己点検を実施し、情報資産が適切に保護されているかを確認した。
  - ・外部に公開している Web、メール等の複数のサーバに対する脆弱性診断を外部機関に委託して実施し、その結果に基づき必要な対処を行った。
- (5) 情報機器の管理状況の把握及び必要な措置
  - 1) 情報機器の管理状況の把握とグローバル IP アドレスの取り扱い
    - ・グローバル IP アドレスを付与する全ての情報機器を従来どおり台帳で管理し、学外からの通信については、許可された機器への許可されたポートのみに限定する規制を継続して実施した。また、個人情報等の重要情報を取り扱う機器についてもファイアウォールでアクセスを適切に制御し、監視を行った。
    - ・次期情報基盤システムの仕様策定にあたり、IP アドレス割当方針の検討を行った。
  - 2) その他、情報セキュリティを確保するために最低限必要な措置
    - ・ソフトウェアバージョンを適切に管理するための手順を策定した。
    - ・情報システムのアカウント等を利用する場合のパスワードについては、設定に必要な文字数、文字種等を定めたポリシーを継続して運用した。
- (6) その他法人の特性に応じて必要な対策等
  - ・次期情報基盤システムの導入に係る仕様策定において、情報セキュリティ技術の動向を調査したうえで、システム構成の検討を行い、調達及び導入が完了した。

◆ 「障害者差別解消法」施行に伴う対応については 7 ページ（1）教育を参照。

#### 【施設マネジメントに関する取組について】

本学は、諸施設の整備、環境保全等に関する事項等の施設マネジメントについて企画、審議する機関として、施設委員会を設置している。施設委員会は、財務委員会、人事委員会と並んで役員会直轄の委員会として位置づけられ、執行部による戦略的で迅速なトップマネジメントを行っている。このような体制のもと、平成 29 年度は特に以下の取組を行った。

- ・キャンパスマスタープランに基づき、本学の機能強化に係る施設の整備を着実に実施している。COC 拠点としては、地域課題解決型学習（PBL）や地元企業・海外でのインターンシップを中心に、実践的・能動的な学習に取り組む学部プログラム「地域創生 Tech Program」の実施拠点となる福知山キャンパスの整備を学内資金等の財源により行った。COG 拠点としては、「KYOTO Design Lab」の海外一線級ユニット招致による教員滞在室やワークショップ・スペースの確保を目指した「KYOTO Design Lab（デザインファクトリー）」の工事が完成した。当該建物は、1 階に 426 m<sup>2</sup>、2 階に 375 m<sup>2</sup>のワークショップ

- スペースを整備しており、複数のユニット・研究者・学生がひとつの大きなスペースに集まることで交流を活発にし、ユニット誘致戦略を効果的に推進し、大学機能強化というミッションを果たすことが可能となった。
- ・従来、料金（スペースチャージ）を徴収して貸し出していた共同利用スペースは 13 号館のみであったが、平成 29 年 10 月から創造連携センターについても共同利用スペースとして貸し出しを始めた。13 号館ではスペースチャージを徴収する部屋として、30 部屋（1,531 m<sup>2</sup>）を設定しており、それに加え、創造連携センターに 25 部屋（1,217 m<sup>2</sup>）を設定した。創造連携センターでは、1 部屋（60 m<sup>2</sup>）の貸し出しを始めている。
- ・老朽化した空調機器を更新することにより、光熱水費の削減に努めている。具体的には、学内の空調機器の中で老朽化が激しい 8 号館等の空調機器の更新を 3 年かけて行う計画としており、その中で至急対応が必要なものについて今年度発注を行った。8 号館等の空調機器の更新を行うことにより、対前年度光熱費の削減効果として、1,548 千円／年間を見込んでいる。